

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 9     | 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利権益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

喜多方市長

## 公表日

令和3年9月1日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 子ども・子育て支援に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行う。<br>(1) 保育の必要性の審査・認定・認定証の発行<br>(2) 保育利用希望の受付・施設利用調整<br>(3) 利用者負担の算定、公立保育所及び認可保育所保育料の徴収管理<br>(4) 特定教育・保育、地域型保育利用実績審査<br>(5) 施設及び事業者申請受付・審査・確認<br>(6) 施設及び事業者給付費審査支払 |
| ③システムの名称                 | 子ども・子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 世帯情報ファイル                 |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第9条第1項 別表第一の94の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | ・番号法第19条第8号別表第二<br>情報照会の根拠 116の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 保健福祉部こども課  |
| ②所属長の役職名                 | こども課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 保健福祉部こども課 電話0241-24-5229  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年3月31日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年3月31日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |              |  |   |
|--|--------------|--|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  |              |  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書<br/>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br/>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |              |  |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 3. 特定個人情報の使用   |              |  |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない                            |              |  |   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ ]          | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない |              |  |   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ ]          | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |              |  |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |              |  |   |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 8. 監査  |              |  |   |
| 実施の有無  | [ ] 自己点検     | [ ] 内部監査   | [ ] 外部監査  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |              |  |   |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている<br/>2) 十分に行っている<br/>3) 十分に行っていない</p> |   |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載                        | 変更後の記載                        | 提出時期 | 提出時期に係る説明           |
|------------|---|-------------------------------|-------------------------------|------|---------------------|
| 平成27年3月20日 | 初版作成  |                               |                               |      |                     |
| 平成27年4月3日  | 評価実施機関における担当部署<br>特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ | 市民部社会福祉課長 岩瀬洋一                | 保健福祉部こども課長 荒川 修一              | 事後   | 機構改革及び人事異動に伴う変更     |
| 平成28年4月7日  | 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   | 保健福祉部こども課                     | 総務部総務課                        | 事後   | 喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更 |
| 平成29年4月21日 | 評価実施機関における担当部署  | 保健福祉部こども課長 荒川 修一              | 保健福祉部参事兼こども課長 荒川 修一           | 事後   | 人事異動に伴う変更           |
| 平成31年4月1日  | 評価実施機関における担当部署  | 保健福祉部参事兼こども課長 荒川 修一           | こども課長                         | 事後   | 様式変更に伴う変更           |
| 平成31年4月1日  | IV リスク対策  |                               |                               | 事後   | 様式変更に伴う記載追加         |
| 令和2年8月11日  | 評価の再実施  |                               |                               |      |                     |
| 令和3年9月1日   | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)                                    | ・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 116の項 | ・番号法第19条第8号別表第二 情報照会の根拠 116の項 | 事後   | 法改正に伴う変更            |